市が新たに実施または拡充する、新型コロナウイルス感染症に対する取組 (1面続き)

感染症拡大を防止する

妊婦

妊婦にマスク等を配布

感染拡大防止のため、今後、妊娠届を出す人に対し、妊 婦健康診査受診助成券発行時にマスクと手指消毒用ジェル をセットで配布します。すでに母子健康手帳を持っている 人には、5月25日から順次発送していきます。



問 地域保健課(0798・35・3310)

学校再開後の子供たちへの**「善意のマスク」を募集**

学校再開に備えて、必要とする子供たちに提供するため、マスクの寄 附を募集しています。接触機会削減のため、郵送でのご協力をお願いし ます。宛先は教育総務課(〒662-8567六湛寺町3-1)へ。

※受付できるマスクは不織布マスク・ガーゼマスク・サージカルマスクです (新品で未開封のものに限ります。手作りマスクは不可)

子供の学び、暮らしを守る

事業者

子供の食をサポート

子ども食堂の食事提供を支援

子ども食堂が昼食(弁当)等を子供たちに無償提供する場合に、経費 の一部を補助します。詳しい要件等は市のホームページ(ページ番号: 27004411) でご確認ください。

【対象施設】令和2年(2020年)4月1日時点で市内に開設している 子ども食堂

【対象期間】令和2年4月1日~6月30日

【補助基準額】1回実施につき2万円(月額上限20万円)

問 政策総務課(0798・35・3431)

小•中 高校生

家計が急変した世帯を支援

就学奨励金・奨学金の支給対象を拡充

小・中学生への就学奨励金と、高校生等への給付奨学金について、 支給対象を拡充して受付します。

就学奨励金については5月下旬に各校から案内し、申請期限は6月 10日まで延長します。給付奨学金については6月下旬に別途案内予定 で、申請期間は6月24日~7月31日を予定しています。

問 学事課(0798・35・3851)

市民の生活、文化を支える

個人事業主に店舗賃料を支援

対象業種を拡大、申請期間を延長

舗の場合は10万円を上限(複数の場合は20万円)

【対象】 主に以下のいずれも満たす個人事業主(1回限り) ▶売上高が20%以上減少 ▶市内に店舗を賃借している

【支援内容】 店舗の1カ月分賃料を支援。支援対象となる店舗が1店

▶次のいずれかの事業を営んでいる(太字は追加分) 小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、卸売 業、不動産業、娯楽業 (マージャン店等)、学習支援

業(文化教室・塾等)、療術業(はり・マッサージ等)

- 【 申 込 】 申請期間を7月31日(消印有効)までに延長
 - ▶郵送…申請書(※1)と必要書類(※2)を商工課(〒662-8567六湛寺町10-3)へ
 - ▶ネット申請…市のホームページ(ページ番号:82995439)
 - (※1) 申請書はホームページでダウンロードできるほか、市役所本庁 舎1階総合案内所窓口前に設置。郵送希望の人は問合せを
 - (※2) ①店舗の賃貸借契約書の写し、②事業を営んでいることが分か るもの (許認可証や開業届の写しなど)、③本人確認書類の写し
 - 問 店舗賃料支援金コールセンター (0798・35・3017) 受付時間:午前9時~午後5時(土・日曜、祝・休日休み)

事業者

雇用継続相談会を実施

雇用継続のための制度を社労士が解説

雇用調整助成金や小学校休業等対応助成金等の申請手続きや制度概 要について、社会保険労務士が解説します。要申込。参加費無料。

【日 時】6月の火曜。いずれも午後1時~5時(各回1時間)

【会場】勤労会館

問 西宮商工会議所 (0798・33・1257)

図書館 利用者

段階的にサービスを再開

予約本の貸出や郵送対応など

図書館では、予約本の貸出を再開しています。また、混雑を避ける ため、市内在住者には郵送でも対応します(1人1回限り。上限は単 行本で2・3冊程度。送料無料)。郵送希望者は5月29日までに市のホー ムページ(ページ番号:35739330)の専用フォームから申し込むか、 各館に電話でお問い合わせください。 ※このほかにも、段階的にサー ビスを再開していきます。実施中のサービスについては問合せを

問 中央図書館(0798・33・0189)

新型コロナウイルス感染症に関連するお知らせ

新型コロナの影響で経済的に苦しくなった人や事業者のための、税制上の特例措置について

緊急経済対策として、さまざまな税制上の特例措置がとられています。要件 など詳しくは市のホームページ(ページ番号:12150948)でご確認ください。 ※⑤以外は申請手続きなどが必要です

①徴収の猶予制度の特例(前年比おおむね20%以上の減収で最長1年納税を猶予)

☆ 納税課(0798・35・3238)

②イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客などへの 寄附金控除の適用

☆ 市民税課(0/98・35・3204)

③売上が30%以上減少した中小事業者等が所有する償却資産および事業用家屋に係る 固定資産税および都市計画税の軽減措置(令和3年度課税分。申告は来年1月から) ④先端設備等導入計画に従って、中小事業者等が取得した償却資産および事業用家屋に係 る固定資産税の軽減対象の拡充(令和3年度以降課税分。申告は来年1月から) ☆ 資産税課(償却資産担当:0798・35・3254、家屋担当:0798・35・3225)

⑤軽自動車税(市税)、自動車税(県税)の環境性能割の税率の臨時的軽減の延長 ※申請不要

⑥住宅借入金税額控除の適用要件の弾力化

☆ 市民税課(0798・35・3267)

国民年金保険料の免除・猶予等を開始

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難な人 への免除・納付猶予・学生納付特例の受付を開始しました。接触機会削減のた め、郵送での申請にご協力ください。詳しくは市のホームページ(免除・納付 猶予:96607920、学生納付特例:40407096) でご確認ください。 問合せは医療年金課(0798・35・3123)へ。

小児慢性特定疾病・特定医療費の受給者証は更新不要

①小児慢性特定疾病、②特定医療費(指定難病)の受給者証について、有効期 間の終期が令和2年(2020年)9月30日 (②は令和2年10月31日)の受給者証を 持っている人には、有効期限を1年延長した受給者証を発行します。

このため、更新申請のための医療意見書(②は臨床調査個人票)の取得は不 要です。問合せは保健所健康増進課(0798・26・3669)へ。



西宮青年会議所 × さきめしプロジェクト まちのお店を「先払い」で応援

西宮青年会議所は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食 店などを支援するため、「西宮青年会議所×さきめしプロジェクト〜西宮 で発見!先見の名店」を企画しました。

外出自粛などで行くことができないお店に、「後で食べに行く」応援の 気持ちを込めて食事を先に購入し、落ち着いた後に食べに行くことができ ます。応援したい人、登録したい店舗は同会議所のホームページ (http://nishinomiyajc.or.jp/sakimeshi/) まで。

問合せは同会議所(0798・33・1615)へ。